

(4) 特定保健指導の対象者

特定健診の結果により健康の保持に努める必要がある者が対象者となる。

健康の保持に努める必要がある者とは、男性は腹囲が 85cm 以上、女性は腹囲 90 cm以上の者、または腹囲が男性 85cm 以下、女性は 90 cm以下の者で BMI が 25 以上の者のうち、血糖（空腹時血糖が 100 mg/dl 以上、HbA1c が 5.2%以上）・脂質（中性脂肪 150 mg/dl 以上、HDL コレステロール 40 mg/dl 以下）・血圧（収縮期 130 mm Hg、拡張期 85 mm Hg 以上）に該当する者（糖尿病、高血圧症又は高脂血症の治療に係る薬剤を服用している者を除く）とする。なお、対象者を追加リスクの多少と喫煙歴の有無により「動機づけ支援」「積極的支援」に区分する。

特定保健指導の対象者の階層化

腹 囲	追加リスク		④喫煙歴	対 象	
	① 血糖 血圧	② 脂質 ③		40～64 歳	65～74 歳
85cm≦男性 90cm≦女性	2つ以上該当			積極的支援	動機づけ支援
	1つ該当		あり		
			なし		
上記以外で 25≦BMI	3つ該当			積極的支援	動機づけ支援
	2つ該当		あり		
			なし		
	1つ該当				

(5)支援レベル別保健指導計画

保健指導 レベル	グループ	支援の種類	回数	時期	支援形態	支援時間	獲得ポイント	合計ポイント		支援内容
								支援A	支援B	
レベル2	特定保健指導グループ (積極的支援)	初回面接	1	0	個別支援	20分	対象外			○ 生活習慣と健診結果の理解や生活習慣のふり返りが出来るよう支援する。 ○ 対象者とともに行動目標・支援計画を作成する。
		継続的な支援	2～5	1ヶ月後 2ヶ月後 4ヶ月後 等	個別支援A グループ支援 電話 メール等	30分 60分 10分 等	120 60 20	○ ○	○	○ 生活習慣のふり返りを行い、行動計画の実施状況の確認や必要に応じた支援をする。 ○ 糖尿病になる前の早期介入を図るため、必要者に糖負荷試験を紹介する。 ○ 栄養・運動等の生活習慣の改善に必要な支援を紹介する。 ○ 行動計画の実施状況の確認と確立された行動を維持するために賞賛や励ましをする。
		面接(評価)	5か6	6ヶ月後	個別面接 電話等	30分	対象外			○ 身体状況野生活習慣に変化がみられたかについて確認する。
	(動機付け支援)	初回面接	1		個別支援	20分	対象外			○ 生活習慣と健診結果の理解や生活習慣のふり返りが出来るよう支援する。 ○ 対象者とともに行動目標・支援計画を作成する。
		面接(評価)	2	6ヶ月後	個別面接 電話等	30分	対象外			○ 身体状況野生活習慣に変化がみられたかについて確認する。
レベル3	医療との連携グループ	面接	1		個別面接	20分	対象外			○ 医療機関を受診する必要性について説明する。 ○ 生活改善や受診行動が自分で選択できるよう支援 ○ 医療機関連絡票でチェックし必要に応じ個別面接を実施する。
		医療機関連絡票の利用		3月後	*連絡票・レセプトにて受診状況や治療状況を確認					
レベルX	未受診者対策グループ	(評価)	2～5		面接等		対象外			○ 特定健診の受診勧奨
レベル1	特定保健指導以外の保健指導グループ	面接	1		個別あるいはグループ支援	30分	対象外			○ 継続健診の勧奨 ○ 健康手帳の活用方法の説明等
レベル4	医療と連携グループ	医療機関連絡票		3月後						○ かかりつけ医と保健指導実施者との連携

(6)医療費適正化効果までを含めたデータの蓄積と効果の評価

特定健診の受診情報、健診結果、保健指導から医療費適正化効果までを含めたデータの蓄積を行い、その分析結果を基にして地域の実情を踏まえ生活習慣病の有病者・予備群の減少率や予防に着目した保健指導による予防の効果を評価し総合的な対策の推進を図る。

2 目標値の設定

特定健診等の実施及びその成果に係る目標として、特定健診の受診率（又は結果把握率）、特定保健指導の実施率（又は結果把握率）、内臓脂肪症候群の該当者・予備群の減少率を用いる。

3 郡上市国民健康保険の目標値

特定健診等基本指針において示す参酌基準をもとに、郡上市国民健康保険における目標値を次のとおりとする。

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
特定健診の受診率（又は結果把握率）	% 5 0	% 5 5	% 6 0	% 6 5	% 6 5
特定保健指導の実施率（又は結果把握率）	% 3 0	% 3 5	% 4 0	% 4 5	% 4 5
内臓脂肪症候群の該当者・予備群の減少率	人 —	人 —	人 —	人 —	人 1 0 %

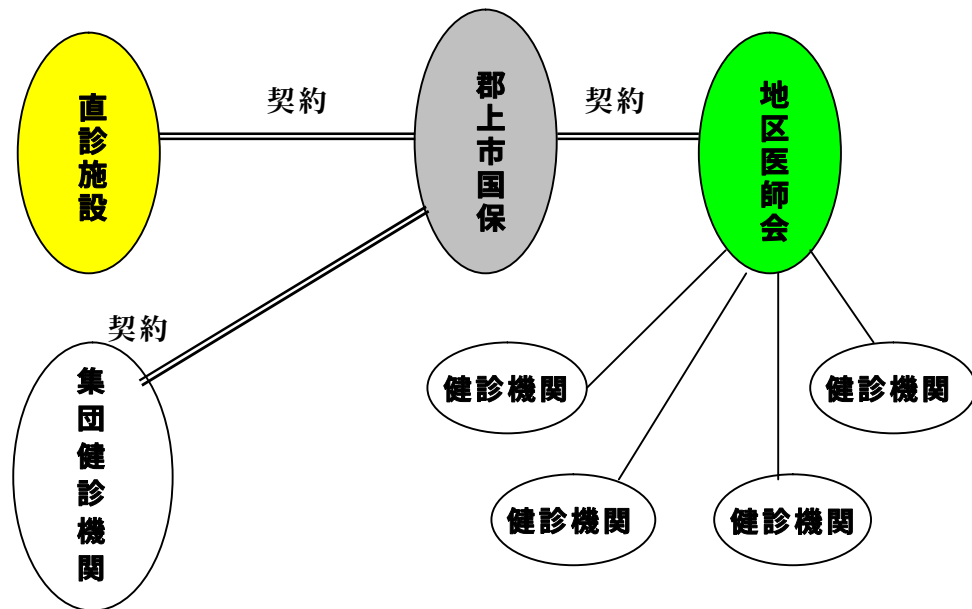
4 特定健診等の実施

アウトソーシングを推進することにより、利用者の利便性に配慮した健診（例えば、受診者のプライバシーの保護、希望による日時、健診施設の選択など）を実施するなど対象者のニーズを踏まえた対応を可能とすることにより、健診の受診率の向上を図る。

また、特定健診の結果を基に生活習慣病のリスク要因の数に応じて階層化（情報提供・動機付け支援・積極的支援）し、個々の生活習慣の改善に主眼をおき、医師、保健師、管理栄養士等が介入し経年変化及び将来予測を踏まえた特定保健指導を実施し行動変容を促す。

(1) 実施形態

郡上市国民健康保険が行う特定健診等は、直営診療施設で行う健診と医師会等に委託して実施する健診を併用して行うものとする。



(2) 特定健診・特定保健指導委託基準

① 特定健診

a 人員に関する基準

- ・ 健診内容を適切に実施するために必要な医師、看護師等が質的・量的に確保されていること。
- ・ 常勤の管理者が置かれていること。ただし、管理上支障がない場合は、健康診断機関の他の職務に従事し、又は同一の敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

b 施設又は設備等に関する基準

- ・ 健診内容を適切に実施するために、必要な施設及び設備を有していること。
- ・ 検査や診察を行う際、受診者のプライバシーが保護される施設（部屋）が確保されていること。
- ・ 救急時における応急処置のための体制を整えていること。

c 精度管理に関する基準

- ・ 検査項目では、標準物質による内部精度管理が定期的に行われ、検査値の精度が保証されていること。
- ・ 現在実施されている種々の外部精度管理調査（日本医師会、日本臨床検査技師会、全国労働衛生団体連合会など）を定期的に受け、検査値の精度が保証されている結果であること。

- ・ 健診の精度管理上の問題点があった場合に、適切な対応策が講じられること。
 - ・ 検査を外部へ委託する場合にあたっては、委託を受けた事業者において前3項の措置が講じられていること。
- d 健診結果等の情報の取扱いに関する基準
- ・ 定められた電子的標準様式により、医療保険者に対して健診結果を安全かつ速やかに電磁的方式により提出すること。
 - ・ 健診の受診者本人への通知に関しては、国が定める標準的な様式に準拠して行えること。
 - ・ 受診者の健診結果等が適切に保存・管理されていること。
 - ・ 正当な理由がなく、その業務上知り得た健診受診者の情報を漏らしてはならない。
 - ・ 個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律及びこれに基づくガイドライン（「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」（平成16年12月24日厚生労働省）、「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」（平成16年12月27日厚生労働省）、「国民健康保険組合における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン安全管理に関するガイドライン」（平成17年3月厚生労働省））を遵守すること。
 - ・ 医療保険者の委託を受けて健診結果を保存する場合には、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」（平成17年3月厚生労働省）を遵守すること。
 - ・ 健診結果の分析等を行うため、医療保険者の委託を受けて健診結果を外部に提供する場合は、本来必要とされる情報の範囲に限って提供すべきであり、個人情報をマスキングすることや個人が特定できない番号を付すことなどにより、当該個人情報を匿名化すること。
- e 運営等に関する基準
- ・ 対象者にとって受診が容易になるよう、利用者の利便性に配慮した健診を実施するなど受診率を上げるよう取り組むこと。
 - ・ 医療保険者の求めに応じ、医療保険者が適切な健診の実施状況を確認する上で必要な資料の提出等を速やかに行うこと。
 - ・ 健診実施者に必要な研修を定期的に行うこと等により、当該健診実施者の資質の向上に努めていること。
 - ・ 本プログラムに定める内容の健診を適切かつ継続的に実施することができる財務基盤を有すること。
 - ・ 医療保険者から受託した業務の一部の再委託が行われる場合には、医療保険者が委託先と委託契約を締結するに当たり、当該委託契約において、再委託先との契約において本基準に掲げる事項を遵守することを明記すること。
 - ・ 次に掲げる事項の運営についての重要事項に関する規程を定め、当該規程の概要を、医療保険者及び受診者が前もって確認できる方法（ホームページ上

での掲載等)により、幅広く周知すること。

ア 事業の目的及び運営の方針

イ 従業者の職種、員数及び職務の内容

ウ 健康診査の実施日及び実施時間

エ 健康診査の内容及び価格その他の費用の額

オ 通常の事業の実施地域

カ 緊急時における対応

キ その他運営に関する重要事項

- ・ 健診実施者に身分を証する書類を携行させ、健診受診者から求められたときは、これを掲示すること。
- ・ 健康診断実施者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うとともに、健診機関の設備及び備品等について、衛生的な管理を行うこと。
- ・ 健診機関について、虚偽又は誇大な広告を行わないこと。
- ・ 健診受診者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるとともに、苦情を受け付けた場合には当該苦情の内容等を記録すること。
- ・ 従業者及び会計に関する諸記録を整備すること。

② 特定保健指導

a 人員に関する基準

- ・ 保健指導の業務を統括する者は、常勤の医師、保健師、管理栄養士であること。また、常勤の管理者が置かれていること。ただし、管理上支障が無い場合は、保健指導機関の他の職務に従事し、又は同一の敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
- ・ 「動機づけ支援」や「積極的支援」において、①初回の面接、②対象者の行動目標・支援計画の作成、③保健指導の評価に関する業務を行う者は、医師、保健師、管理栄養士であること。ただし高齢者医療確保法施行後5年間に限り、一定の保健指導の実務経験のある看護師も行うことができる。
- ・ 対象者ごとに支援計画（対象者の保健指導計画の作成、対象者の行動変容の状況の把握、評価、評価に基づいた計画の変更等）の実施について統括的な責任を持つ医師、保健師、管理栄養士が決められていること。
- ・ 「動機づけ支援」、「積極的支援」のプログラムのうち、対象者の支援計画に基づく食生活に関する実践的指導は、管理栄養士その他の食生活に関する専門的知識及び技術を有する者（事業場における労働者の健康保持増進のための指針に基づく産業栄養指導担当者、産業保健指導担当者等）により提供されること。また、食生活に関する保健指導を自ら提供する場合には、管理栄養士その他の食生活に関する専門的知識及び技術を有する者を必要数雇用していることが望ましい。
- ・ 「動機づけ支援」、「積極的支援」のプログラムのうち、対象者の支援計画

に基づく運動に関する実践的指導は、運動に関する専門的知識及び技術を有する者（健康・体力づくり事業財団が認定する健康運動指導士や事業場における労働者の健康保持増進のための指針に基づく運動指導担当者、産業保健指導担当者等）により提供されること。また、運動に関する保健指導を自ら提供する場合には運動に関する専門的知識及び技術を有する者を必要数雇用していることが望ましい。

- ・ 保健指導プログラムに応じて、再委託先や他の健康増進施設等と必要な連携を図ること。
- ・ 保健指導実施者は、国、地方公共団体、医療保険者、日本医師会、日本看護協会、日本栄養士会等が実施する一定の研修を修了していることが望ましい。
- ・ 保健指導対象者が治療中の場合には、統括的な責任を持つ医師、保健師、管理栄養士が必要に応じて当該保健指導対象者の主治医と連携を図ること。

b 施設又は設備等に関する基準

- ・ 本プログラムに定める内容の保健指導を適切に実施するために必要な施設及び設備を有していること。
- ・ 個別指導を行う際、対象者のプライバシーが十分に保護される施設（部屋）が確保されていること。
- ・ 運動の実践指導を行う場合には、救急時における応急処置のための設備を有していること。
- ・ 健康増進法第25条に定める受動喫煙の防止措置が講じられていること（医療機関については、患者の特性に配慮すること）。

c 保健指導の内容に関する基準

- ・ 本プログラムに準拠したものであり、科学的根拠に基づくとともに、対象者や地域、職域の特性を考慮したものであること。
- ・ 具体的な保健指導のプログラム（支援のための材料、学習教材等を含む）は、医療保険者に提示され、医療保険者の了解が得られたものであること。
- ・ 最新の知見、情報に基づいた支援のための材料、学習教材等を用いるよう取り組むこと。
- ・ 個別指導を行う場合はプライバシーが保護される場で行われること。
- ・ 契約期間中に、保健指導を行った対象者から指導内容について相談があった場合は、事業者は相談に応じること。
- ・ 保健指導対象者のうち保健指導を受けなかった者又は保健指導を中断した者への対応については、対象者本人の意思に基づいた適切かつ積極的な対応を図ること。

d 保健指導の記録等の情報の取扱いに関する基準

- ・ 本プログラムにおいて定める電子的標準様式により、医療保険者に対して保健指導対象者の保健指導レベル、効果（腹囲、体重）等を安全かつ速やかにCD-R等の電磁的方式により提出すること。
- ・ 保健指導に用いた詳細な質問票、アセスメント、具体的な指導の内容、フォ

ローの状況等を記載したものが、適切に保存・管理されていること。

- ・ 正当な理由がなく、その業務上知り得た保健指導対象者の情報を漏らしてはならない。
- ・ 個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律及びこれに基づくガイドライン（「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」、「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」、「国民健康保険組合における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」等）等を遵守すること。
- ・ 医療保険者の委託を受けて健診結果や保健指導結果を保存する場合には、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を遵守すること。
- ・ インターネットを利用した保健指導を行う場合には、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」の6.9 外部と個人情報を含む医療情報を交換する場合の安全管理に規定されているとおり、①秘匿性の確保のための適切な暗号化、②通信の起点・終点識別のための認証、③リモートログイン制限機能により安全管理を行うこと。さらに、①インターネット上で保健指導対象者が入手できる情報の性質に応じて、パスワードを複数設けること（例えば、健診データを含まないページにアクセスする場合には英数字のパスワードとし、健診データを含むページにアクセスする場合には本人にしか知れない質問形式のパスワードとする等）、②インターネット上で健診データを手続きできるサービスを受けることについて必ず本人の同意を得ること、③当該同意を得られない者の健診データは、当該サービスを受ける者の健診データとは別の保存場所とし、外部から物理的にアクセスできないようにすること等により、外部への情報漏洩、不正アクセス及びコンピュータ・ウイルスの侵入等の防止のための安全管理を徹底すること。
- ・ 保健指導結果の分析等を行うため、医療保険者の委託を受けて保健指導結果を外部に提供する場合は、本来必要とされる情報の範囲に限って提供すべきであり、個人情報をマスキングすることや個人が特定できない番号を付すことなどにより、当該個人情報を匿名化すること。

e 運営等に関する基準

- ・ 対象者にとって保健指導が受けやすくなるよう、利用者の利便性に配慮した保健指導（例えば、土日祝日・夜間に行うなど）を実施するなど保健指導の実施率を上げるよう取り組むこと。
- ・ 医療保険者の求めに応じ、医療保険者が適切な保健指導の実施状況を確認する上で必要な資料の提出等を速やかに行うこと。
- ・ 保健指導を行う際に商品等の勧誘・販売等を行わないこととともに、保健指導を行う地位を利用した不当な推奨・販売（例えば、商品等を保健指導対象者の誤解を招く方法で勧めること）等を行わないこと。
- ・ 保健指導実施者に必要な研修を定期的に行うこと等により、当該保健指導実施者の資質の向上に努めていること。

- ・ 本プログラムに定める内容の保健指導を適切かつ継続的に実施することができる財務基盤を有すること。
- ・ 医療保険者から受託した業務の一部の再委託が行われる場合には、医療保険者が委託先と委託契約を締結するに当たり、当該委託契約において、再委託先との契約において本基準に掲げる事項を遵守することを明記すること。
- ・ 次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定め、医療保険者及び受診者が前もって確認できる方法(ホームページ上での掲載等)を通じて、幅広く周知すること。
 - 一 事業の目的及び運営の方針
 - 二 統括者の氏名及び職種
 - 三 従業者の職種及び員数
 - 四 保健指導実施日及び実施時間
 - 五 保健指導の内容及び価格その他費用の額
 - 六 通常の事業の実施地域
 - 七 緊急時における対応
 - 八 その他運営に関する重要事項
- ・ 保健指導実施者に身分を証する書類を携行させ、保健指導対象者から求められたときは、これを掲示すること。
- ・ 保健指導実施者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うとともに、保健指導機関の設備及び備品について、衛生的な管理を行うこと。
- ・ 保健指導機関について、虚偽または誇大な広告を行わないこと。
- ・ 保健指導対象者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるとともに、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録すること。
- ・ 従業者及び会計に関する諸記録を整備すること。

(3) 健診・保健指導実施機関

特定健診等実施機関は「(2) 特定健診委託基準」に該当する集団健診機関及び直診施設並びに郡上市医師会の意見を参考に「(2) 特定健診委託基準」に該当する健診機関として指定した健診機関のうちで別に定める。

(4) 委託契約の方法、契約書の様式

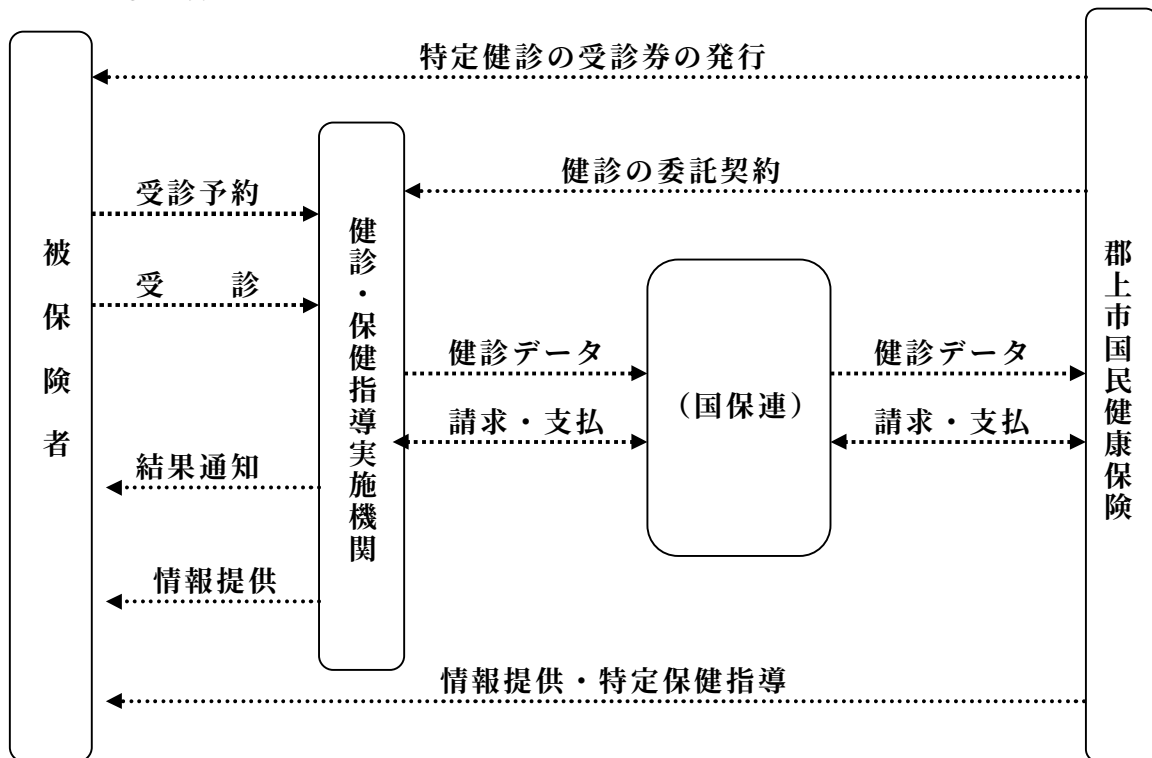
健診機関及び直営診療施設並びに郡上市医師会と特定健診等実施に関する契約を締結するものとする、なお契約書の様式は別に定める。

(5) 健診委託単価、自己負担額

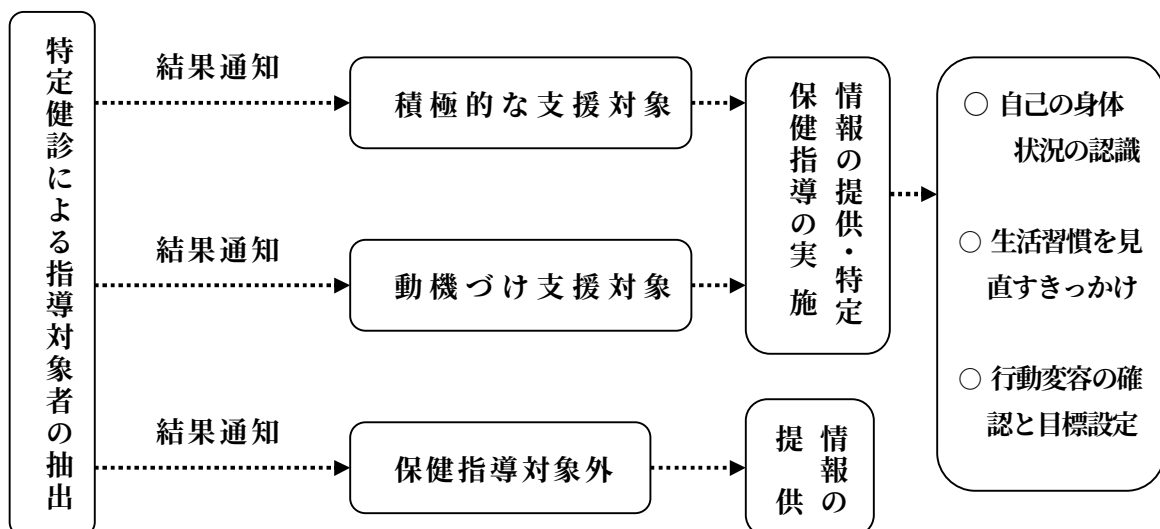
健診委託単価については委託契約による、必須健診項目以外の自己負担は別に定める。

(6) 事務のフローチャート

① 特定健診



② 特定保健指導



(7) 受診券・利用券の様式

特定健康診査の受診券

(表面)

特定健康診査受診券											
20XX年 月 日交付											
受診券整理番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇										
受診者の氏名	(※カタカナ表記)										
性別											
生年月日	(※和暦表記)										
有効期限	20XX年 月 日										
健診内容	・ 特定健康診査 ・ その他 ()										
窓口での自己負担	<table border="1"> <tr> <td>特定健診基本部分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>医師の判断による追加項目</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> </tr> </table>	特定健診基本部分		医師の判断による追加項目		その他					
特定健診基本部分											
医師の判断による追加項目											
その他											
保険者所在地											
保険者電話番号											
保険者番号・名称	<table border="1"> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>										
印											
契約とりまとめ機関名 支払代行機関名											

(裏面)

注意事項
1. この券の交付を受けたときは、すぐに、下記の住所欄にご自宅の住所を自署してください。 (特定健康診査受診結果の送付に用います。)
2. 特定健康診査を受診するときには、この券と被保険者証を窓口へ提出してください。どちらか一方だけでは受診できません。
3. 特定健康診査はこの券に記載してある有効期限内に受診してください。
4. 特定健康診査受診結果は、受診者本人に対して通知するとともに、保険者において保存します。
5. 健診結果のデータファイルは、決済代行機関で点検されることがある他、国への実施結果報告として匿名化され、部分的に提出されますので、ご了承の上、受診願います。
6. 被保険者の資格が無くなったときは、5日以内にこの券を保険者に返してください。
7. 不正にこの券を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることもあります。
8. この券の記載事項に変更があった場合には、すぐに保険者に差し出して訂正を受けてください。
〒 _____ 住所 _____

(8) 特定健診の案内方法

特定健診の案内は、特定健診・特定保健指導の実施に関する年間スケジュールの決定後、受診対象者に健診受診券を交付し、あわせて特定健診・特定保健指導の実施に関する年間スケジュールを発行し案内を実施する。

特定健診の実施場所、日時（期間）を市広報紙紙面、市ホームページに掲載し対象者に周知を図る。

(9) 年間実施スケジュール

特定健診・特定保健指導の実施に関する年間スケジュールは、各年度当初に別に定める。

第3章 特定健診・特定保健指導の結果の通知と保存

1 特定健診・保健指導のデータの形式

（健診機関等→医療保険者（代行機関含む）は電子データでの送受信を原則とする。）

全体の形式はXML 形式に準拠していることとする。

エレメント名（タグ名）など構造は、HL7CDAR2L3 規格に準拠している。

※ 各種情報のファイル仕様、項目等は「標準的な健診・保健指導プログラム（確定版）厚生労働省健康局」による

2 特定健診・保健指導の記録の管理・保存期間について

特定健診・保健指導の記録の管理は電子媒体とし保存期間は5年とする。

3 被保険者への通知の様式

健診受診者への結果通知は別紙様式（特定健診結果通知書）を送達することによる、また自らの健康状況を把握し生活習慣の改善につなげられるよう情報提供をおこなう。

4 記録の提供の考え方

健診受診者に医療保険の変更が生じたときは、法27条の定めるところにより健診等結果の記録を提供するものとする。ただし提供にあたっては、新保険者が旧保険者のデータも含め全体的なデータ管理を行う意向が強い、本人も新保険者のデータ管理に対する意向に賛同し提供に同意しているなどを考慮する。

5 健康手帳の活用

被保険者の生涯を通じた健康増進の取組みを支援するため、健康手帳の活用を推進する。

6 個人情報保護対策

(1) 職員等に対する教育研修の実施

- ・取扱う個人データの適切な保護が確保されるよう、職員等に対する教育研修の実施により、個人データを実際の業務で取扱うこととなる職員の個人情報保護意識を徹底し、人的セキュリティの向上を図る。

(2) 物理的安全管理措置

- ・個人データの盗難・紛失等を防止するため、以下のような物理的安全管理措置を行う。
- ・入退館(室)管理の実施
- ・盗難等に対する予防対策の実施
- ・機器、装置等の固定など物理的な保護

(3) 技術的安全管理措置

- ・個人データの盗難・紛失等を防止するため、個人データを取り扱う情報システムについて以下のような技術的安全管理措置を行う。
 - ・個人データに対するアクセス管理（ＩＤやパスワード等による認証、各職員の業務内容に応じて業務上必要な範囲にのみアクセスできるようなシステム構成の採用等）
 - ・個人データに対するアクセス記録の保存
 - ・個人データに対するファイアウォールの設置
- (4) 個人データの保存
- ・個人データを長期にわたって保存する場合には、保存媒体の劣化防止など個人データが消失しないよう適切に保存する。
 - ・個人データの保存に当たっては、本人からの照会等に対応する場合など必要となときに迅速に対応できるよう、インデックスの整備など検索可能な状態で保存しておく。

7 特定健診等実施計画の公表、周知

特定健診等実施計画は郡上市ホームページに掲載し公表する。

特定健診等の実施方法、場所等については広報郡上に掲載するほか、対象者に直接案内し周知を図る。

8 特定健診等実施計画の評価、見直し

特定健診等実施計画は期間中の各年度の事業実績に基づき、事業実施量の評価に加え、結果や過程評価を含めた総合的な評価を行い、その状況を踏まえ必要に応じ見直しを行う。

9 他の健診受診者の記録の受領

他の法令等に基づく健診の結果提供について事業主等に協力を求めるものとする。

なお、協力を得るときは、労働安全衛生法の健診項目には特定健診の健診項目以外も含まれることから個人情報取扱、受診券・利用券や案内の送付など事前に協議調整を行うこととする、また健診結果の提供については標準的な電子データファイル仕様での受領ができるよう配慮をお願いする。

被保険者が転職・退職、転入等の事由により、他の医療保険者に健診等結果の記録を求める（法27条）ときは新たな勤務先などの情報について本人の同意を求めるなど配慮する。

第4章 結果の報告

後期高齢者支援金の加算・減算の措置及び統計データとして活用するため、特定健診等の実施結果と内臓脂肪症候群の該当者・予備群の割合等の必要なデータを、社会保険診療報酬支払基金に対して報告する。

ただし、集計値に加えて個票を報告する場合は匿名化などの処置を講ずる。

第5章 特定健診・特定保健指導に係る費用

特定健診・特定保健指導に係る費用は、受診者の自己負担金を除き国民健康保険が負担する。ただし介護保険法に定める生活機能評価を同時におこなった場合は別表に定める健康診査項目のうち重複する項目については、厚生労働省令等に定める負担区分による。